

11 流通

ア 大規模小売店舗

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申(平成11年5月)を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17年6月1日まで)に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後2年以上、法施行後1年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。	逐次実施			(経済産業省) 大店立地法の運用状況に関する情報収集、指針に関する調査分析等を通じ、指針見直しの前提となる知見の蓄積に努めた。		
大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底 (経済産業省)	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨(地方公共団体の施策における本法の趣旨の尊重)の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用について、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告を行う。	逐次実施			(経済産業省) 法13条の趣旨の徹底については、大店立地法相談室を通じ、都道府県等における届出状況・運用状況等を把握するとともに、地方公共団体との連絡会議において、運用方法等に関する技術的助言を行っている。 法の解釈の提示については、相談事例の収集・分析を行い、事例集として公表した。(平成13年9月)		

イ フランチャイズ・システム

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実 (経済産業省)	現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。	検討	措置(4月施行予定)		(経済産業省) 中小小売商業振興法に基づく特定連鎖化事業の契約前の情報開示に関し実態把握を行うとともに、同法施行規則で規定されている事前開示項目を充実・強化するため、改正を行う。(平成14年2月パブリックコメント募集、14年4月30日施行)		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
フランチャイズ・ガイドラインの見直し (公正取引委員会)	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。	検討	措置(4月策定・公表予定)		(公正取引委員会) 公正取引委員会は、フランチャイズ・ガイドラインの明確化を図るため、「コンビニエンスストアにおける本部と加盟店との取引に関する調査報告書」(平成13年10月31日公表)等によって把握したフランチャイズにおける取引の実態等を踏まえて改訂したガイドライン原案を本年2月20日に公表し、関係各方面から広く意見を求めた。今後、寄せられた意見を踏まえて改訂フランチャイズ・ガイドラインを策定・公表(平成14年4月24日)するとともに、説明会を開催するなど周知徹底を図る。	